

暴力団排除活動の推進

～犯罪を「見たら」「聞いたら」すぐに通報～

～自分ひとりで悩まずに警察に届けましょう～

★ 暴力団が**恐れているもの**、

それは、あなたの**暴力団を恐れない「勇気」**です。



1 暴力団の違法な行為に関する通報を！

◇ 暴力団等の違法行為を「見た」「聞いた」「知っている」という方からの通報をお待ちしています。

皆様からの情報をもとに、暴力団等の違法行為を取締っていくことで、地域社会から暴力団を排除することができるのです。

◇ 通報は、警察本部の組織犯罪対策課、最寄りの警察署・交番・駐在所等どこでも結構です。秘密は守りますので、安心して通報してください。

◇ 急を要する場合は、すぐに110番をしてください。警察官が対応しますので、落ち着いてお話しください。

2 暴力団による被害は早期の届出を！

◇ 暴力団等から不法な行為を受けたり、不当な要求を受けた方は、早期に届け出てください。相手の暴力団員を逮捕したり、暴力団対策法に基づき、不当な要求などをやめさせる命令を発出することができます。

◇ 警察署等でお聞きする主なことは



- ・暴力団の名称や暴力団員の氏名
- ・不法な行為、不当な要求を受けた時間や場所
- ・行為、要求の内容

などがありますので、そのときの状況を正確にお話しいただくためにも、できる限りメモや録音等をしておいてください。

3 被害者・情報提供者に対する保護措置

暴力団による犯罪被害に遭われた方や、暴力団に関する情報を提供していただいた方に対しては、危害防止のため、佐賀県暴力団排除条例等に基づき、必要に応じた保護措置を実施し、安全・安心を確保します。安心して届け出や情報提供を行ってください。



4 暴力追放運動推進センターの活用

- ◇ 暴力団に関する相談については、暴力追放運動推進センターにおいて専門的な知識・経験を有する相談委員がお受けし、適切なアドバイスを行います。ためらわずにご相談ください。
- ◇ 毎月第2木曜日には「特別暴力相談日」を設け、弁護士による無料相談を開催しています。法的解決等を望まれる方は、ぜひご利用ください。ご相談をスムーズにお受けするために、前日までに下記連絡先までご連絡をお願いします。

☆ 佐賀県警察本部組織犯罪対策課（暴力団相談110番）

☎ 0952-24-0110

☆ （公益財団法人）佐賀県暴力追放運動推進センター

☎ 0952-23-9110

☆ 県内の各警察署、交番、駐在所

★ 暴力団追放「三ない運動+1」

- ・暴力団を恐れない
- ・暴力団に対して資金を提供しない
- ・暴力団を利用しない
- ・暴力団事務所を開設させない



を推進し、みんなの力で明るい街をつくりましょう！



佐賀県暴力団排除条例 一部改正

令和7年9月1日施行

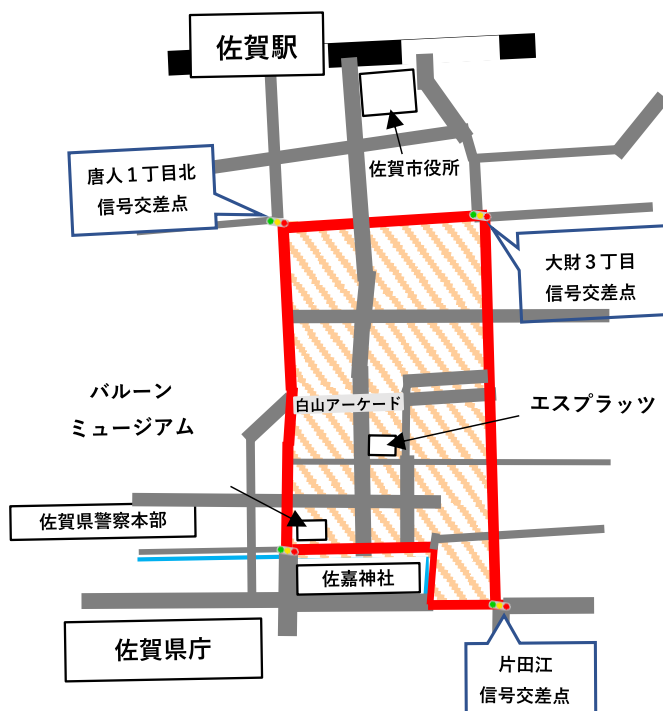
暴力団排除特別強化地域における
用心棒料やみかじめ料の

支払い禁止

受け取った暴力団員だけでなく
支払った事業者も罰則対象

1年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金

禁止



 暴力団排除特別強化地域

事業者が申告した場合は、刑を減軽または免除することができる旨の規定があります。

その他の主な改正点

他人の名義利用に対する規制

- 暴力団員に、名義を利用させることを禁止
- 暴力団員が、他人の名義を利用することを禁止

【違反者に対する措置】
報告の徴収、勧告・公表

暴力団事務所の開設・運営に対する規制

- 周囲200メートル以内の開設・運営を禁止する保護対象施設に、「児童相談所」を追加
- 用途地域における開設・運営を禁止する地域に「商業系用途地域」を追加

【違反者に対する措置】
1年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金

【違反者に対する措置】
中止命令を発出
→中止命令に違反すれば罰則
(1年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金)



佐賀県警察

